

65歳以上の年金受給者で、市県民税を納税されている方にお知らせです

市県民税の公的年金からの天引きが始まります

平成21年10月より、市県民税の公的年金からの天引き(特別徴収制度)が始まります。

■天引き対象者

平成21年4月現在65歳以上の公的年金受給者で、市県民税納税義務者

※次の方は対象外です。

- ・非課税対象となる方
- ・介護保険料が年金から天引きされていない方
- ・公的年金から天引きされる市県民税額が老齢基礎年金を超える方

■天引き対象年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等

※障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、天引きされません。

■天引き対象となる税額

公的年金所得から計算した市県民税

※年金所得以外(給与所得や不動産所得等)に係る市県民税は、これまでどおりの方法で納めていただきます。

市県民税の納め方が変わります

(例)市県民税の年税額が6万円
(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

納付書で納める(普通徴収)				
月	6月	8月	10月	12月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。



平成21年度の納め方

納付書で納める (普通徴収)		年金から天引き (特別徴収)			
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを天引きします。

平成22年度以降の納め方

年金から天引き(特別徴収)						
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残り1/3ずつ		

4月・6月・8月は前年度の2月の税額と同じ税額を天引きします。10月・12月・2月は年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を天引きします。



対象となる方には、税務課が送付しました平成21年度市県民税納税通知書によって、天引き(特別徴収)される税額をお知らせしております。

詳しくは、仙北市税務課 TEL(43)1117にお問い合わせください。